平成２４年（フ）第３０３号
三重県津市一志町波瀬1763番地、住民票上の住所三重県津市一志町波瀬1764番地１
債務者　伊藤　五郎
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０４号
三重県津市一志町八太651番地１　アーバンヒルズＢ206、前住所三重県津市一志町波瀬1764番地１
債務者　金子　克次
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０５号
三重県津市一志町八太651番地１　アーバンヒルズＢ206、前住所三重県津市一志町波瀬1764番地１
債務者　金子ゆかり
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目14番地　サンシティー202号
債務者　松盛　真哉
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４３号
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目14番地　サンシティー202号
債務者　松盛　千恵
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県高砂市米田団地19番104号、従前の住所兵庫県加西市北条町黒駒114番地の87
債務者　豊原　裕樹
１　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３号
鳥取県東伯郡琴浦町徳万635番地
債務者　舩木　映司
１　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２１号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1174番地―501号
債務者　林田菜津紀
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
大分市大字上宗方802番地の299
債務者　亀川　健志
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
北海道小樽市色内２丁目９番10号、前住所北海道小樽市長橋４丁目12番23号
債務者　和田　宣惠
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６４号
仙台市泉区長命ケ丘３丁目18番地の16
債務者　遠藤　憲子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
秋田県男鹿市船川港船川字船川89番地３
債務者　齊藤　孝之
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８号
秋田県男鹿市船川港船川字船川89番地３
債務者　齊藤ナカ子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
秋田市楢山登町11番61号　辻マンション204
債務者　鈴木　昌子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０号
秋田市外旭川字鳥谷場208番地　ミレーユ802―102号
債務者　小野　香織
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字下田面八十刈69番地24　かいどう団地204号、前住所秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢村205番地
債務者　門間　澪子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４号
茨城県鹿嶋市大字平井1180番地２山の手マンション301
債務者　杉本眞由美
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部